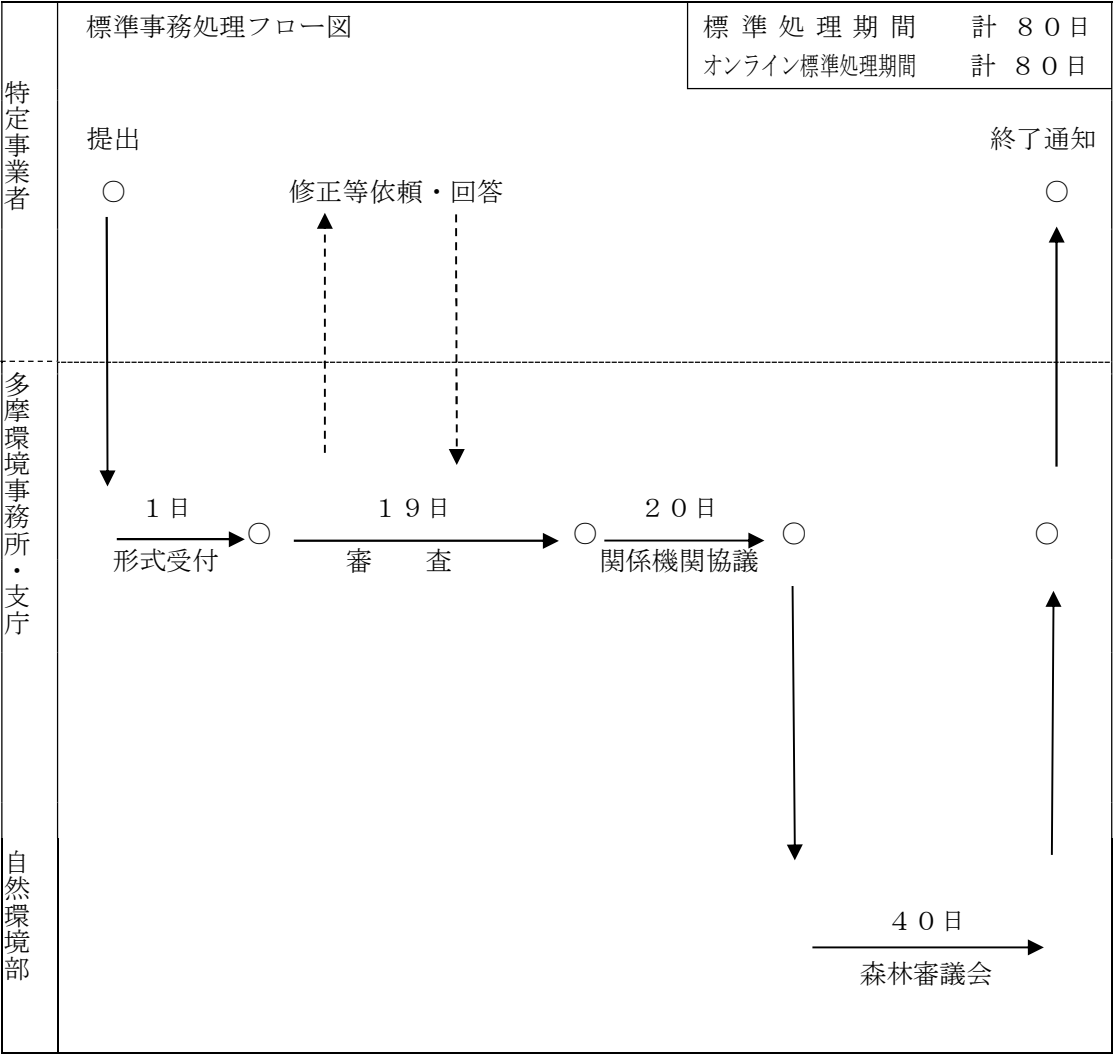


事務処理フロー図

作成部署 環境局自然環境部部森林保全担当 内線42-641

事務名 林地開発の許可の提出

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式受付	提出された申請書に記載漏れ等がないかどうか、添付書類がそろっているかどうか、受付し、確認します。
2	審査	申請書の内容について、審査基準（東京都林地開発許可実施要綱）を満たしているかどうかを審査します。また、現地調査を行い、現況を確認します。
3	関係機関協議	林地開発の許可申請について、関係市町村への意見照会、河川管理者及び法令関係機関等との協議を行います。
4	森林審議会	申請された開発行為について、審議を行います。 許可の諾否について、自然環境部長が決定します。
備考	・必要な添付資料が添付されない場合などは、標準処理期間以上の期間を要します。 ・事前相談に要する期間は、標準処理期間に含みません。	